

取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画）を速やかに実現することを求める意見書

平成21年5月に、市民が刑事裁判に参加し、裁判官とともに被告人を裁く裁判員裁判が開始されました。この制度は、法律の専門家ではない市民が裁判員として裁判に参加することで、裁判に健全な市民感覚及び社会常識を反映し、もってその内容を適正化することが期待されています。

裁判員である市民の意見を反映しつつ、裁判員裁判を円滑に実施するためには、裁判が市民にとってわかりやすいものである必要があります。裁判で供述調書の任意性や信用性が争われたような場合でも、裁判員がその判断に窮することのないよう、適切な方策が講じられなければなりません。

このような見地から、取り調べの可視化（取り調べの全過程の録画）は不可欠なものであります。なぜなら、取り調べを全て録画することで、取り調べの状況が検証可能となり、これにより、初めて裁判員が供述調書の任意性や信用性の判断を容易に、かつ正確にし得るようになるからであります。

また、取り調べの可視化は、これを行うことで、密室での取り調べに伴って発生する捜査官の暴行・脅迫・利益誘導等による自白強要や虚偽自白とともに、氷見事件や志布志事件、足利事件に代表されるように現在も後を絶たない冤罪を防止することができ、被疑者・被告人の人権保障を図る上でも不可欠なものであります。

よって、国におかれては、既に裁判員制度が実施されていることも踏まえて、取り調べの全過程の録画を行う取り調べの可視化を速やかに実現するよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年12月13日

長 崎 市 議 会